

第4章 自然環境の保全

第1節 概 説

本県は気候や地形の変化に富み、多くの南方系の動植物と北方系の動植物との接点ともなっており、多くの野生動植物がみられる。

しかしながら、近年、開発等により、豊かな生態系をはぐくんでいる森林や湿地が減少するとともに、動植物の乱獲も加わり、多くの野生生物種が減少・絶滅するなど生物の多様性を脅かす事態が進んでいる。

平成3年度から6年度にかけて県が実施した貴重な野生生物等調査事業を平成7年3月31日に「兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」として取りまとめたが、かなりの数が絶滅の危機に瀕している種としてランクされている。

多様な野生生物種が存在することは、人間の共存基盤である生態系を健全に保持し、食料・医療等の資源として、また、レクリエーション等精神にやすらぎを与えてくれるなど、様々な価値を有し、その保全を図ることは、現在の世代ばかりでなく、将来の世代のためにも非常に重要なことである。

このため、本県においては、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、貴重な自然を保全するため自然環境保全地域等の指定を行うほか、絶滅のおそれのある貴重な野生生物種を保存するため、主要な生息地を指定野生動植物種保存地域として指定する等、自然環境の保全を図っていくこととしている。

また、「自然公園法」及び「兵庫県立自然公園条例」に基づき、すぐれた自然の風景地を自然公園に指定し、保全を図っている。

第2節 貴重性の高い自然の保全

1 兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）の活用

貴重な野生生物、地形・地質など優れた自然を積極的に保全していくため、兵庫県として保全の対象とすべきものを明確にし、その分布状況を把握することを目的として、平成3年度から6年度にかけて貴重な野生生物等調査事業を実施した。

この調査結果を平成7年3月に「兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブッ

ク) 」として取りまとめた。

県下の動物、植物、植物群落、地形・地質・自然景観を対象に選定し、貴重性の高いものからA、B、Cのランク付けを行い評価をした。調査結果の概要とランク区分は第3-4-1表のとおりである。

第3-4-1表 調査結果の概要とランク区分

《動物》	Aランク： 51種 Bランク： 106種 Cランク： 158種
《植物》	Aランク： 233種 Bランク： 178種 Cランク： 194種
《植物群落》	Aランク： 24カ所 Bランク： 64カ所 Cランク： 112カ所
《地形・地質・自然景観》	Aランク： 49カ所 Bランク： 169カ所

ランク区分

◎動植物の貴重性ランク

Aランク…県内において絶滅の危機にひんしている種

Bランク…県内において絶滅の危険が増大している種

Cランク…県内において存続基盤が脆弱な種

◎植物群落、地形・地質・自然景観の貴重性ランク

Aランク…規模的、質的に優れており、全国的価値に相当するもの

Bランク…Aランクに準じ、都道府県の価値に相当するもの

Cランク…Bランクに準じ、市町村の価値に相当するもの

このデータをもとに、指定野生動植物種保存地域及び自然環境保全地域等の指定を進めるとともに、環境影響評価に反映させるなど活用を図っている。

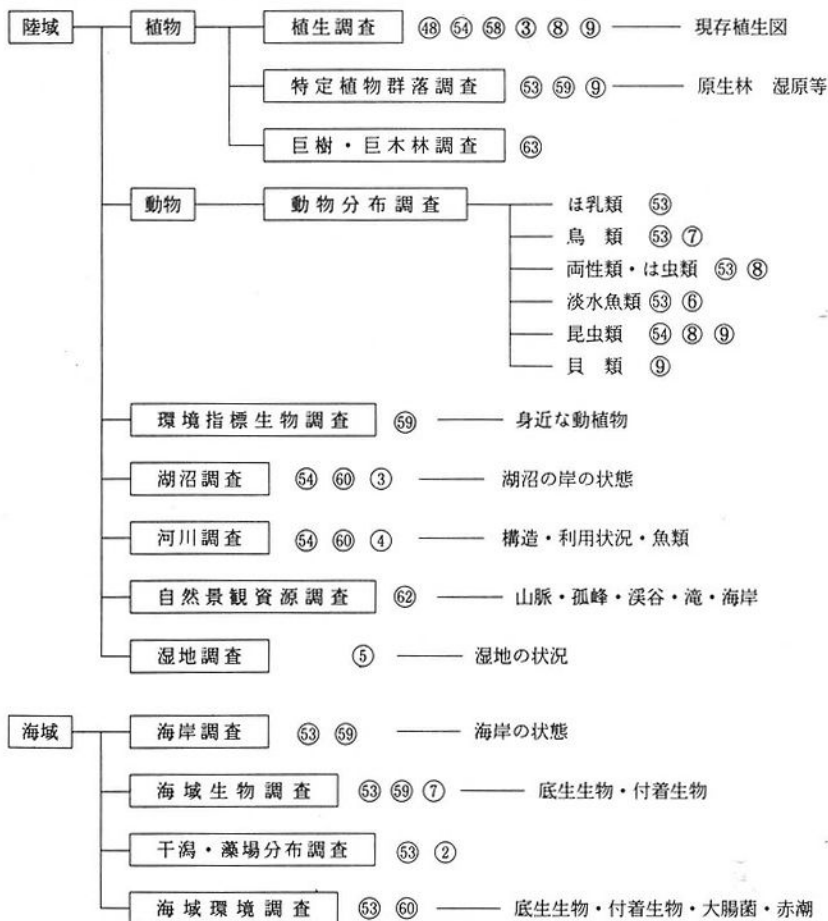
なお、この「兵庫県版レッドデータブック」を取りまとめた後に、新たな貴重種の生育・生息や分布状況に関する情報が判明してきていること等から、このような新たなデータ・知見に基づき内容の改訂を行うため、委員会を開催し、改訂方針やその手順を検討することとしている。

2 自然環境の調査

県下の自然環境の現状を把握するため、自然環境保全基礎調査として、現存植生、特定植物群落、野生生物、あるいは、これらが生息、存在する陸域、海域の自然状態の調査を実施してきている。

そして、これまでに実施した調査は第3-4-1図のとおりであり、その結果は、自然環境の保全計画、環境影響評価の実施、あるいは、開発計画の立案に際しての基礎資料として活用されている。

第3-4-1図 自然環境調査の体系



〔備考〕○内の数字は、調査年度を示す。

3 自然環境保全地域等の指定

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、残された貴重な自然環境を保全するとともに、市街地周辺などに良好な自然環境を確保するために、次に示す目的に応じて自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び郷土記念物を指定し、当該地域内で行う一定の行為を規制することにより、保全を図っている。

- ① 自然環境保全地域……自然的社会的条件からみて当該自然環境（すぐれた天然林、特異な地形・地質等）を保全することが特に必要な地域
- ② 環境緑地保全地域……市街地周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地、水辺地等の風致、形態等が健全な生活環境を確保するのに必要な地域
- ③ 自然海浜保全地区……瀬戸内海の内海及びこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区
- ④ 指定野生動植物種保存地域……絶滅のおそれのある野生動植物の種を保存するため、その生息地、生育地及びこれらと一体的に保護を図る必要がある地域
- ⑤ 郷土記念物……植物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ又は由緒があり、特に保全することが必要なもの

平成10年度5月末現在の県下の指定箇所は、自然環境保全地域16か所、環境緑地保全地域36か所、自然海浜保全地区3か所、郷土記念物49件となっている（資料編第7-7表参照）。

第3節 野生生物との共存

1 鳥獣の保護

近年、各種開発などによる環境の変化に伴い、大型鳥類及び生息環境許容度の狭い鳥獣は著しく減少し、一部都市生息型のドバト、カラス類、チョウセンイタチなどを除いては、その生息数は、全体的に漸減の傾向にある。このため、第8次鳥獣保護事業計画（平成9.4.1～平成14.3.31）により、鳥獣の保護に努めることとしている。

(1) 鳥獣保護区の設定

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区を平成9年度は1か所275haを新規設定し、1か所208haを拡大し、さらに、鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護繁殖上重要な区域については、特別保護地区を指定している。

(2) 休猟区の設定

狩猟鳥獣の増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定している。平成9年度は2か所4,541haを設定した。

(3) 銃猟禁止区域の設定

銃猟により、人畜などに危害を及ぼすおそれのある区域を危険防止のため設定している。平成9年度は6か所4,723haを新規設定し、6か所1,686haを拡大した。

平成10年3月末現在の鳥獣保護区等の設定状況は第3-4-2表のとおりである。

第3-4-2表 鳥獣保護区等の設定状況

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
鳥 獣 保 護 区	94	41,407
特 別 保 護 地 区	13	1,426
休 猟 区	9	14,921
銃 猟 禁 止 区 域	125	185,951

2 その他の動植物の保護

「環境の保全と創造に関する条例」において、絶滅のおそれのある貴重な野生動植物種を保全するための保存を図るべき種と生息地・生育地の指定、指定地域内での捕獲・殺傷・採取・損傷の禁止、土地の改変行為の制限を規定している。

現在、「兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」を基に、貴重性が高く緊急に保護対策が必要であると考えられる動植物の生息地・自生地を指定野生動植物種保存地域として指定するための調査及び関係機関等との調整を進めている。

また、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」により、国内希少野生動植物種に指定されている「アベサンショウウオ」の保護を図るため、環境庁と協力して生息調査を行い、保護計画の策定を進めている。

3 ビオトープ調査研究

多様な野生生物が生息できる空間（ビオトープ）の保全や創出に配慮した環境づくりを進めるため、行政をはじめ事業者や県民が各種の事業や日々の暮らしの中で取り組むための指針として、平成6年度に策定した「兵庫ビオトープ・プラン」を踏まえ、ビオトープの保全・創出を図るうえで県下の各地域が目指すべき方向を示すビオトープ地図・プランの策定を地元との連携を図りながら順次進めている。（平成6年度淡路地域、平成7年度丹波地域、平成8年度西播磨西部地域〈千種川・揖保川水系〉、平成9年度西播磨東部地域〈夢前川・市川水系〉において策定、平成10年度但馬地域において策定中）。

第4節 自然公園の保全

1 自然公園の保護管理

自然公園のすぐれた自然を保護するため、自然公園を特別保護地区、特別地域、普通地域に区分し（資料編第7-4表参照）、その地区内における開発行為（工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更など）について規制している。それらの許可などの状況は第3-4-3表のとおりである。

第3-4-3表 自然公園許可届け出等の処理状況

(単位：件)

種別 年度	工 新作 改物 増の 築	木 竹 の 伐 採	土 石 の 採 取	土 形地 状の 変 更	水 面 の 埋 め 立 て	広 告物 の 設 置	そ の 他	計
平成5年度	182	11	14	22	0	11	71	311
平成6年度	149	6	7	26	6	15	51	260
平成7年度	154	3	22	20	1	7	52	259
平成8年度	162	3	14	12	4	9	48	252
平成9年度	146	4	7	13	1	5	45	221

2 美化活動（自然公園）

公園利用者によって持ち込まれる弁当、清涼飲料、その他食品類の容器等の処理については、原則として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、市町による清掃活動が実施されているが、自然公園が日常の生活圏から遠隔地にあることや数市町にまたがっている場合が多いため、清掃活動の障害となっている。

このことから、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域における清掃活動を推進するため、兵庫県では、清掃活動推進の母体となる活動団体として、昭和52年度に「兵庫県自然公園美化推進協議会」が設立され、六甲山ほか国立公園内の主要な利用地域において清掃活動を実施しており（第3-4-4表）、県はこの協議会に対し、清掃活動費を助成している。

第3-4-4表 兵庫県自然公園美化推進協議会

団 体 名	重 点 清 掃 地 域
兵庫県自然公園美化推進協議会	(瀬戸内海国立公園) 六甲山、慶野松原、鳴門岬、 赤穂御崎、由良・三熊山 (山陰海岸国立公園) 玄武洞、竹野、香住、浜坂

3 自然公園指導員の設置

自然公園の風景を保護し、その利用の適正化、動植物の保護、自然環境の美化及び事故の予防を図るため、環境庁により委嘱された自然公園指導員が、利用者の指導、情報収集等を行っている。現在、本県では48名の指導員が活躍している。

第5節 自然環境保全活動の実践と学習の推進

1 自然保護指導員の設置

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、県下に40名の自然保護指導員を配置し、自然環境の保全と自然の適正利用についての指導、啓発、情報収集などを行っている。

2 自然観察指導者研修会等の開催

自然観察会の指導や運営にかかわる指導者の養成と資質向上、交流を目的として、(社)兵庫県自然保護協会等と共催で研修会を開催しており、さらに、自然保護活動のリーダーとの情報交換・交流を目的とする研修会を開催する。

3 県版レッドデータブック普及版の作成

平成6年度に作成した「兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）」の中の主要な地形・地質・自然景観について、一般県民にも分かりやすく解説した冊子を作成し、貴重性の認識と保全意識の高揚を図るとともに、保全対策の手引きとして活用している。

第6節 その他の自然環境保全対策

1 自然環境保全審議会の運営

自然環境の保全に関する重要事項などを調査審議するため、「兵庫県自然環境保全審議会条例」に基づき、自然環境保全審議会を設置している。審議会は、学識者等45名で構成され、自然環境部会、自然公園部会、鳥獣部会、温泉部会の4部会が設置されている。

平成9年度は、自然環境部会1回、自然公園部会1回、鳥獣部会1回、温泉部会2回を開催し、「環境緑地保全地域及び郷土記念物の指定並びに郷土記念物の指定

の解除について」、「音水深林県立自然公園の公園区域の変更及び公園計画の変更について」、「鳥獣保護区の設定、区域拡大、特別保護地区の再指定について」、「温泉掘さく許可等について」「温泉動力装置許可について」の答申を得た。

2 土取りに係る自然保護対策

地域の自然環境を保全するために、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、条例に規定した地域以外の地域で1ha以上の土石の採取等を行う場合は届け出を義務づけている。また、淡路地域における埋め立て用土砂の採取に関しては、「淡路地域における自然保護のための土取事業規制要綱」により、県、市町、事業者及び土地所有者の四者で「自然環境の保全に関する協定」を締結し、土取跡地の緑化等を指導している。

第7節 今後の課題

人と自然の共生の理念に基づき、県民の主体的な実践活動を支援するとともに、事業者に対しては、自然環境保全のための指導、また、失われた自然については、回復等の施策を展開する。

さらに、生物の多様性を保全する観点から、絶滅のおそれのある野性生物の種等については、生育・生息地の保護に努めるとともに、身近な野性生物も含めて、地域の状況に応じて、野性生物の生育・生息環境の保全・創出を図る。